

<全フォーム共通の改訂箇所>

新	旧
<b>第 6 条 (著作権管理の方法)</b>	
<p>(1)乙は、本件著作権について、以下に定める方法で管理を行うものとします。但し、日本国外地域については、乙の判断により、外国の音楽出版者または外国の著作権管理団体に著作権管理を行わせることができるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">区分</p> <p>①演奏権等（演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、<b>伝達権及び口述権を含む。何れも⑤、⑥及び⑩から⑬までの利用形態に係る権利を除く</b>）</p> <p>②録音権等（録音権、頒布権及び録音物に係る譲渡権を含む。何れも<b>⑩から⑬</b>までの利用形態に係る権利を除く）</p> <p>③出版権等（出版権及び出版物に係る譲渡権を含む。何れも<b>⑦から⑬</b>までの利用形態に係る権利を除く）</p> <p>④貸与権</p> <p>⑤イ 著作物の上映（<b>⑥または⑩に該当するものを除く</b>）の利用形態に係る権利及び ロ 著作物の演奏または伝達（いずれも遊技機を用いて行われるもの、または <b>BGM</b>（背景音楽をいう）の用に供するために行われるものに限り、<b>⑩に該当するものを除く</b>）の利用形態に係る権利</p> <p>⑥イ 社交場の事業の用に供するために行われる著作物の演奏または伝達（いずれも<b>⑤ロ</b> に該当するものを除く）の利用形態に係る権利及び ロ <b>カラオケ伴奏の用に供するためにカラオケ機器を用いて行われる著作物の演奏、上映または伝達及びカラオケ伴奏による歌唱（いずれも⑩に該当するものを除く）</b>の利用形態に係る権利</p> <p>⑦映画への録音の利用形態に係る権利</p> <p>⑧ビデオグラムへの録音の利用形態に係る権利</p> <p>⑨ゲームに供する目的で行う複製の利用形態に係る権利</p> <p>⑩広告目的で行う複製の利用形態に係る権利</p>	<p>(1)乙は、本件著作権について、以下に定める方法で管理を行うものとします。但し、日本国外地域については、乙の判断により、外国の音楽出版者または外国の著作権管理団体に著作権管理を行わせることができるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">区分</p> <p>①演奏権等（演奏権、上演権、上映権、公衆送信権<b>及び口述権（何れも⑨から⑩までの利用形態に係る権利を除く）並びに伝達権を含む。</b>）</p> <p>②録音権等（録音権、頒布権及び録音物に係る譲渡権を含む。何れも<b>⑨から⑩</b>までの利用形態に係る権利を除く）</p> <p>③出版権等（出版権及び出版物に係る譲渡権を含む。何れも<b>⑧から⑩</b>までの利用形態に係る権利を除く）</p> <p>④貸与権</p> <p>⑤映画への録音の利用形態に係る権利</p> <p>⑥ビデオグラムへの録音の利用形態に係る権利</p> <p>⑦ゲームに供する目的で行う複製の利用形態に係る権利</p> <p>⑧広告目的で行う複製の利用形態に係る権利</p> <p>⑨放送・有線放送の利用形態に係る権利</p> <p>⑩インタラクティブ配信の利用形態に係る権利</p> <p>⑪業務用通信カラオケの利用形態に係る権利</p> <p>以上の区分は一般社団法人日本音楽著作権協会の管理委託契約約款の規程を基準とするものです。</p>

<p>⑪放送・有線放送の利用形態に係る権利  ⑫インタラクティブ配信の利用形態に係る権利  ⑬業務用通信カラオケの利用形態に係る権利</p> <p>以上の区分は一般社団法人日本音楽著作権協会の管理委託契約約款の規程を基準とするものです。</p>	
<b>第 10 条 (著作権使用料)</b>	
※フォームごとに条文が異なるため、別紙をご参照ください。	
<b>第 24 条 (契約の変更)</b>	
この契約の条項の変更または修正は、すべて紙媒体または電磁的記録の方式の文書による甲・乙両当事者の合意がなければその効力を生じないものとします。	この契約の条項の変更または修正は、すべて文書による甲・乙両当事者の合意がなければその効力を生じないものとします。
<b>契約書末尾 記名捺印欄の表記</b>	
この契約の締結の証として、本書 通を作成し、甲・乙記名捺印の上各 1 通を所持し、または本書の電磁的記録を作成し、甲・乙の合意を証する電磁的措置を施した上で、各自保管します。	この契約の締結の証として、本書 通を作成し、甲・乙両者記名捺印の上各 1 通を所持します。
<b>最終面枠外 ©表記等</b>	
© 2001,2005,2016,2017,2019,2020,2022 by Music Publishers Association of Japan	© 2001,2005,2016,2017,2019,2020 by Music Publishers Association of Japan

<別紙>

・A-1、A-2 共通

新	旧
<b>第 10 条 (著作権使用料)</b>	
<p>(1)乙は、甲に対し、本件著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料（税込）を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>②第三者の使用に係る場合</p> <p>i 本件作品の利用形態の如何にかかわらず、本件著作権に関して乙が丙より受領した著作権使用料（丙の手数料を控除した後の使用料）の <input type="text"/>（全体の <input type="text"/> に相当）。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、<b>丙が対応している場合には</b>、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>	<p>(1)乙は、甲に対し、本件著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料（税込）を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>②第三者の使用に係る場合</p> <p>i 本件作品の利用形態の如何にかかわらず、本件著作権に関して乙が丙より受領した著作権使用料（丙の手数料を控除した後の使用料）の <input type="text"/>（全体の <input type="text"/> に相当）。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>

・A-3、A-4 共通

新	旧
<b>第 10 条 (著作権使用料)</b>	
<p>(1)乙は、甲に対し、本件著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料（税込）を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>②丙に管理を委託している区分に関する第三者の使用に係る場合</p> <p>本件著作権に関して乙が丙より受領した著作権使用料（丙の手数料を控除した後の使用料）の <input type="text"/>（全体の <input type="text"/> に相当）。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、<b>丙が対応している場合には</b>、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>	<p>(1)乙は、甲に対し、本件著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料（税込）を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>②丙に管理を委託している区分に関する第三者の使用に係る場合</p> <p>本件著作権に関して乙が丙より受領した著作権使用料（丙の手数料を控除した後の使用料）の <input type="text"/>（全体の <input type="text"/> に相当）。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>

・ B-1、 B-2 共通

新	旧
<b>第 10 条 (著作権使用料)</b>	
<p>(1)乙は、甲に対し、本件作品の著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料 (税込) を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>②第三者の使用に係る場合</p> <p>i 本件作品の利用形態の如何にかかわらず、本件作品に関して乙が丙より受領した著作権使用料 (丙の手数料を控除した後の使用料) の <input type="text"/>。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、<b>丙が対応している場合には</b>、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>	<p>(1)乙は、甲に対し、本件作品の著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料 (税込) を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>②第三者の使用に係る場合</p> <p>i 本件作品の利用形態の如何にかかわらず、本件作品に関して乙が丙より受領した著作権使用料 (丙の手数料を控除した後の使用料) の <input type="text"/>。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>

・ B-3、 B-4 共通

新	旧
<b>第 10 条 (著作権使用料)</b>	
<p>(1)乙は、甲に対し、本件作品の著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料 (税込) を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>②丙に管理を委託している区分に関する第三者の使用に係る場合</p> <p>本件作品に関して乙が丙より受領した著作権使用料 (丙の手数料を控除した後の使用料) の <input type="text"/>。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、<b>丙が対応している場合には</b>、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>	<p>(1)乙は、甲に対し、本件作品の著作権の譲受の対価として、本件作品が使用された場合、次に定めるところに従い、著作権使用料 (税込) を支払うものとします。但し、乙が本件作品の宣伝・普及のため無料で行う複製物の頒布及びインタラクティブ配信に対しては著作権使用料を支払わないものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>②丙に管理を委託している区分に関する第三者の使用に係る場合</p> <p>本件作品に関して乙が丙より受領した著作権使用料 (丙の手数料を控除した後の使用料) の <input type="text"/>。なお、演奏権等の著作権使用料については、甲及び乙は、自己の取分の支払を丙に直接請求することができるものとします。</p>